

○ 財務省令 第三百八十六号
平成二十一年十一月八日付
条件等を次年十一月八日より告示する。
平成二十五年十二月十日
行省告示第十五条第十一項の規定に基づき、

平成三十号
平成二十九年十二月十日
利付債券(十年)～第三百三

の法律発行の名称及び根拠とし記
社条一法会一るた運十財十利
債第項律計号法め営四政一付
債、第一項第二関第へ公債に必要第昭
債券(十年)～第三百三

の法律発行の名称及び根拠とし記
社条一法会一るた運十財十利
債第項律計号法め営四政一付
債、第一項第二關第へ公債に必要第昭
債券(十年)～第三百三

用振替法の適
發行方法
四
三
二
一
の法律発行の名称及び根拠とし記
社条一法会一るた運十財十利
債第項律計号法め営四政一付
債、第一項第二關第へ公債に必要第昭
債券(十年)～第三百三

し定あ争争う札価振の以律
、めつ入入。へ格替適下「振替法」
価らて札札に以を機用を
格され、と發によ下競争は受け
競争た利同時「發行価格付本銀も
入札に競争行い、
札をそのに入わう以入行とと
て利お入価価一れる、の
募率い札格格とる。そ規
入とてで競競い入の定
社条一法会一るた運十財十利
債第項律計号法め営四政一付
債、第一項第二關第へ公債に必要第昭
債券(十年)～第三百三

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国発競I加場入
 入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を圃別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を
 行參よと大行争入場も加、と發のる入受
 一加るに臣わと者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
 の行參よと大にとるをよ各
 い・行募各るう第へ限國入と者發応がわう行の加込
 う第へ限國入と者發応がわう行の加込
 非下額市札のい・行募各れ。(發重み
 価一を場で決う第へ限國る、行平の
 格国定特あ定一I以度債入価下価均應
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ

発

ハ 口

行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價 ·
入 價 · 別 債	發 競	札 格 行 札 格 第
札 格 第 參 市	行 争	發 競 發 競 II
發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争 非

百国条特四国条特で利第六金し第十面行第公必億つ定う円額
六債の別億債の別千付一百額た四万金し二債要千いにち 面
十に規会七に規会億国項四で利十円額た条のな五て基、 金
七つ定計百つ定計四債の十一付七、で利第発財百はづ財
億いにに万いにに千に規万兆国条特七付一行源九、き政 で
円て基関円て基関六つ定円二債の別千国項のの十額発法 二
、づす 、づす百いに、千に規会七債の特確万面行第 兆
額きる 額きる八て基同七つ定計百に規例保円金し四 千
面発法 面発法十はづ法百いにに十つ定にを、額た条 七
金行律 金行律万、き第十て基関三いに關図財で利第 百
額し第 額し第円額発六四はづす億て基する政三付一 六
でた四 でた四 面行十億、きる六はづるた運百国項 十
二利十 五利十 金しニ七額発法千、き法め營四債の 九
千付七 十付七 額た条千面行律九額発律のに十に規 億

イ 一	十 八	九 八	二	ハ 口 イ	七 二	
八 価 發	發	振 額 最			払	
上 格 行 競 価	替 單 位	低 額 面 金	行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 II 加 場	争 非 者 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場	特 國 行 債 札 格 競 札 格 行 債 競 金	
行 爭 格 日					入 争 額	
十 額 四 面 成 立 金 以 額 十 數 百 五 倍 の 年 の 記 に 金 十 額 一 月 に き 九 八 よ 最 十 日 る も 額 の 面 九 事 円 九 と 金 簿	平 す 額 の 記 替 。整 載 法 又 の 規 定 金 錄 は よ る 振 替 額 口 座 と 金 簿	振 五 万 円 成 立 金 以 額 十 數 百 五 倍 の 年 の 記 に 金 十 額 一 月 に き 九 八 よ 最 十 日 る も 額 の 面 九 事 円 九 と 金 簿	五 千 二 十 三 億 九 千 八 百 七 十 五 万	円 二 千 百 六 十 五 億 九 千 八 百 七 十 五 万	円 五 十四 四 億 百 四 百 五 二十 八 九 百 六 十 千 五 百 五 百 五	二 利 第 別 付 一 会 二 國 項 計 十 債 の 五 規 關 億 定 す 圓 い に る て 基 法 、 づ 律 額 き 第 面 發 四 金 行 十 額 し 六

の経利入価・別債行争非者特国札非
払過札格第参市及入価・別債発競
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争
み子率行争非者特国発競I加場、入

(一)	(二)	年額格
るがをじ額よに座も係 場非發たにりつにのる 合居行金百算い記と所 に住時額分出て載し得 は者にへのしは又て税 、又おた二た、は振が 前はいだ十金前記替源 記外てし・額記録口泉 (一)國取、三か(一)さ座徵そ の法得当一らのれ簿收の 算人す該五當算る中さ利 式でる國を該式ものれ子 にあ者債乗金にの口るに	む十式は〇 も号に、募。 のによ払入六 と規り込決バ す定算金定ト るす出額のセ 。るしに通ン 期た加知ト 日金えを に額、受 払を次け い第のた 込二算者	五百 銭金額 百円につき 九十九円 九

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におる
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十一年九月二十日
額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年十一月八日

より算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。
平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき、その翌営業日に支払う(以次号及び第十六号において同じ。)。
規定する期日について同じ。)
額面金額× $\frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$